

頭張れ店長

シニア層に気分よく

お金も時間もあるのが、リタイアしたシニア層。ホールにとって絶好のターゲットです。しかし、継続してパチンコ・パチスロをやっている中・高年に今の遊技機は難しい、店内が騒々しすぎて疲れる、車を運転しないので店が遠いなど、シニア層を獲得するにはハードルが低くありません。店側はどのように対応しているのか、各地の店長さんに聞きました。

静かな休憩コーナーで

「休憩コーナーを改装して談話ルームを設けました。全面ガラス張りです。静かです。1円パチンコで増えたシニア層の方々にくつろいでお喋りしてもらおうというスペースです。狙い通り常連のシニア層のたまり場になっています。遊技機に関する情報を交換したり、互いに競争心も刺激されるよう、来店頻度が増えました」（中部・

A店長

談話ルームにはお茶の無料サービスもあって、お喋りするだけで帰っていく人もいます。ですが、「来客数が増えるのはよいことです」とA店長は太っ腹です。

万歩計などを賞品に

「昨年の改装で台間を広くとってドリンク台を設置し、ちょっとした荷物を置いたり、杖を収納するなど利用していただいています。景品コーナーにはシニア向けの一面を設けて、おしゃれな杖や万歩計、ルーベ、診察券ケースなどを用意しています。けっこうお持ち帰りになる方が多いです。シニア層を大事にする店というイメージが定着すれば、これからも来客数は増えると思います」（関東・B店長）

高齢者は、隣の人が近い席や座りにくい椅子が苦手なので、座り心地をよくしたところ、若いお客様にも好評だそうです。高齢者に

優しい設備は、若い人にも優しいようです。

教室開いて盛り上げる

「新台を入れ替える日は店休日になるので、その日を休ませてシニア向けのパチンコ教室を開催しています。近所の老人クラブや町内会に呼びかけて参加していただいています。毎回15〜20人が参加し、前半は初心者向けにパチンコとパチスロの遊び方を紹介し、後半は実際にプレイして持ち玉を競ってもらいます。順位によって菓子類を差し上げていますが、盛り上がりがあります。もう3年も続けていますが、パチンコ教室をきっかけに常連さんになった方が少なくありません。今後は高齢のご婦人に参加していただくことと思っています」（中部・C店長）

店長からの投書

若い頃はパチンコをやっていた人でも、今の遊技機は手を出しにくいでしょう。そんなシニア層に再び遊んでいただくには、こうした

導入が効果的なようです。

「高齢のお客様は1円コーナーが中心で、客単価は高くありませんが、滞在時間が長いので稼働率を押し上げてくれます。1円パチンコは、ヒコキーやチューリップなど、遊び方が単純で持ち玉が減りにくい機種を揃えるようにしています。また、高齢の

当店の店内掲示板に「ちょっといい話」を掲示して

います。お客様の投書や店のスタッフから寄せられた実話です。お客様からは「5万円入りの財布を落とした。半分諦めていたけれど、店の人に申し出ると、なんと落とし物として届けられていたのです！ お金もカードもそっくり無事でした。ありがとうございます」「隣の席のおじさんはスロットの目押しが下手なので、代わりに押しあげました。パツチリ揃ってメダルがじゃらじゃら。お礼に缶コーヒーとメダル2つかみをもらいました。ラッキー！」。店のスタッフからは「お客様が最後の玉で大当たり。でも、チャッカーが開いたのに皿に玉がありません。私は思わず床に落ちている玉を3〜4個拾って上皿に。お客様の喜ぶ顔を忘れません」……。掲示板に足を止めて読んでいるお客様は表情がゆるみ、ほっこりした空気が漂います。皆さんの店でも「ちょっといい話」を集めて紹介してはどうですか？（関東・店長）

小さな親切でも 掲示して喜ばれる 「ちょっといい話」

ぱちんこは18歳未満が入場不可 公営競技20歳、サッカーくじ19歳 宝くじは6歳未満購入禁止へ!

18歳未満の客をホールに入場させていけないのは、禁止事項を定めた風営法22条5号「18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること」に基づいています。ちなみに、子守で面倒をみている子を連れて入るなら「客として」ではないので違法ではないのですが、青少年にとって好ましい環境ではないので、そういう場合でもホールは入店を断っているようです。

18歳未満の入場禁止は、風営法で定められているので、ホールのほかに、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールなど風俗営業に共通しています。ただし、ゲームセンターも風営法の対象ですが、22条5号のカッコ書きで「午後10時（都道府県の条例で、18歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後10時前の時を定めるときは、その者についてはその時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること」とあり、おおむね午後10時までは年齢制限はありません。

年齢制限といえば、競馬、競輪、競艇、オートレースはそれぞれ特別法で20歳未満の「投票券」の購入が禁じられています。以前は20歳以上であっても学生・生徒は購入できなかったのですが、現在は年齢制限だけになりました。またサッカーくじはサッカーくじ法で19歳未満のくじ購入が禁じられています。宝くじに関しては、現在は購入も当せん金の受け取りも年齢制限がありませんが、総務省が設けた検討会で新たに6歳未満の購入禁止を設ける方針であることが伝えられています。

それぞれ年齢制限が異なるわけですが、その理由は、競馬、競輪、競艇、オートレース、サッカーくじは特別法で公認されている賭博だからで、それに対してパチンコは賭博ではなく風俗営業であるためというのが理由と考えられています。

（監修・日遊協顧問弁護士 堤義成、同 岩本康博）

お客様はプレイを長時間続けるのが難しいので、遊技台には休憩札（「15分以内にお戻りください」と記載）を差して、休憩コーナーのソファでくつろいでいただいています。ご夫婦でお見えになるシニア層の方もいらっしゃいます（中国・D店長）

一人暮らしのお年寄りはホールで遊ぶことで刺激を受け、息子家族など同居しているお年寄りは、息抜きのために来店するようだと

D店長は付け加えます。

60歳以上のスタッフで

「高齢のお客様に来ていただくための一環として、高齢のアルバイトを採用しています。パチンコ好きの60歳以上の男性3人で、若いスタッフと同じように働いています。高年齢のお客様向けの新サービスを提案してもらっています。その提案に基づいて、60歳以上のお客様優先のシニアコーナーを1円

パチンコの島に設け、比較的単純で遊びやすい台を置き、あまり経験がなさそうなお客様には遊び方を紹介しています。景品も高齢者向け用品を置いたシニアコーナーをつくりました。新聞チラシで「シニアコーナー開設」をお知らせすると、けっこう反応がありました。車椅子に座ったまま遊べるコーナーの提案があったので、実現の方

向で準備しています」（関東・E店長）

この店では、60歳以上の高齢者を雇用すると助成金が出る、厚生労働省の制度を利用しているそうです。

2階に「地域の社交場」

「とくにシニア向けというわけではないのですが、店の2階に使っていない部屋があるので、2年前から地元の町会やサークルに無料で貸し出しています。そのために、長机やパイプ椅子を揃え、飲料の自販機も設置しました。町内会の会合、趣味のサークルでは囲碁、将棋、俳句、民謡などに使っています。ご利用されるのは50代から70代のシニア層の男女が中心です。もちろんパチンコは嫌いという方もいらっしゃいますが、2階に来るようになって、1階で遊んで行かれる方もいます」（中部・G店長）

G店長の店が掲げるキャッチフレーズは「地域の社交場」です。1階も2階も、もっと地元の人たちに社交場として使っていただきたいそうです。

これからも元気な高齢者は増える一方ですが、ホールで遊ぶ高齢者はまだ少数派。どうしたらこの鉱脈を掘り起こせるのか、試行錯誤が続いています。